測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和三年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.25×Ａ＋0.25×Ｂ＋0.25×Ｃ＋0.25×Ｄ）×1.07690 0.25×Ａ、0.25×Ｂ、0.25×Ｃ及び0.25×Ｄに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ａ　次の算式Ｉによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ｉ Ａ＝6,973,699／ａ 算式Ｉの符号 ａ　一人当たり各産業の売上高（平成29年から令和元年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、林業産出額における林業産出額及び漁業産出額における海面漁業・養殖業産出額の合計額をいう。）の合計額を３で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成29年から令和元年までの各年における製造品出荷額の合計額を３で除し